

企業年金基金の概況  
(令和6年9月30日現在)

実施事業所数	170社
加入者数	20,065人
年金受給者数	723人

## 1. 確定拠出年金(企業型DC・iDeCo)の制度改正に伴う対応等について

既に基金ニュース・基金だより等にてご案内の通り、令和6年12月より確定拠出年金(企業型DC・iDeCo)の制度改正が施行され、確定給付企業年金(DB)加入者における確定拠出年金の掛金拠出限度額が変更となります。

この制度改正に伴う当基金の対応、および事業所担当者様にご対応いただきたいこと(加入者情報の確認、届書の締切日までの提出、加入者情報に不整合が生じた場合の対応等)がございます。

詳しくは同封の案内書をご覧ください。

## 2. 一時金請求時の添付書類について

退職により当基金を資格喪失された際に、基金の給付金を一時金にて受取りの場合、一時金は税法上退職所得の取扱いとなります。(65歳到達、厚生年金保険の被保険者でなくなったこと等により資格喪失された場合を除く(一時所得に該当)。)

事業所からの退職金や他の年金制度からの一時金等の支払があった場合は、退職所得の源泉徴収票を添付していただき、基金の一時金と合算して退職所得の源泉徴収を行う必要があります。

一時金請求のご案内書にて説明させていただいておりますが、退職所得の源泉徴収票の添付がないまま一時金の請求書を提出されている方が見受けられます。今一度、資格喪失される方へ、基金の一時金請求の際に退職金等の支払がある場合は、退職所得の源泉徴収票を添付する旨をご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、給付金の案内書は資格喪失月の翌月中旬～下旬にご自宅宛に発送します。(令和6年10月1日喪失(令和6年9月30日退職)の場合、令和6年11月中旬～下旬に発送します。)

## 3. 基金業務スケジュールについて

令和6年10月分の届書の締切日	令和6年11月8日(金)
令和6年10月分掛金納入告知書等発送日	令和6年11月18日(月)

郵便事情により日数がかかる場合がありますので、余裕をもってご提出ください。  
ご不明な点等ございましたら、業務課(電話:03-5809-3189)までご連絡ください。

## ※ 電子連携サービスについて

令和6年10月1日より「電子連携サービス」が利用開始となりました。

事業所⇄基金間をインターネット上のVPN接続を用いる環境にて、事業所からの適用関係の届書や基金からの通知書・掛金帳票等の送受信を行うことができますようになります。ぜひご利用ください。

「電子連携サービス」の利用方法等につきましては、基金ホームページをご参照ください。

ご不明な点等ございましたら、業務課(電話:03-5809-3189)までご連絡ください。

このニュースは、事業主と事務担当者向けに編集してありますが、できれば各職場の皆様にもご覧いただけるようご配慮願えれば幸いです。